

商業まちづくり基本方針(中間整理案)に対する意見と対応

No.	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応
1	県民 (福島市)	全般	全般	<p>他県に消費人口が吸われて経済的損失が出るから見直そうという動きには反対だな。2040年の福島県人口予想は148万人らしいが当たるだろう。かといって経済的損失が増える訳でもあるまい。政治的課題であろうが参考意見として述べれば、今後は宅配便等の物流が発達して自動車での買い物は減る。かつてのモーターリゼーション開発ではなく公共交通機関の整備による買い物客の利便性とシャッター商店街の事業継承政策を打ち出して、一つの大型店舗のみに集客力を増加させるのではなく、バランスよく商業まちづくりを進めて欲しい。令和時代とは商業まちづくりも美しく調和して行く時代ではなかろうか！</p>	<p>基本方針の見直しにあたっては、人口減少や少子高齢化、商業環境や県民の消費購買の動向など、社会経済情勢の変化に関する現状分析に加えて、商業まちづくりに対する県民や市町村、商工関係団体の御意見等を踏まえ、検討を行っております。</p> <p>条例の基本理念である「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方を維持し、引き続き、県民や市町村等の様々な御意見をお聴きしながら、商業まちづくりの実現に向けて適切に対応してまいります。</p>

No.	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対応
2	団体 (福島市)	P9 23～25 行目	<p>2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向</p> <p>(4) 県と市町村の役割分担</p> <p>まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市町村が住民との協働により推進するものであり、県は市町村のまちづくりを支援する。</p> <p>特に、人口減少・高齢化社会下における様々な課題に対応するため、複数の市町村における広域的なまちづくりを推進していく必要がある。</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p>市町村は、周辺の市町村のまちづくりにも配慮しながら、住民等の意見を踏まえ、県の基本方針に基づき、単独又は共同で基本構想を策定し、当該基本構想に基づき、小売商業施設の適正な配置を図るとともに商業振興に関する施策を計画的に推進するなど、主体的にまちづくりを行う。</p> <p><u>また、周辺の市町村との商業振興での連携を図り、特に連携中枢都市圏や定住自立圏を持つ市町村においては、圏域での協力・連携を深めるなど、広域的なまちづくりを推進する。</u></p>	<p>2005年(平成17年)に制定された「商業まちづくり条例」は、郊外への無秩序な大型店の出店を、一定規制することによって、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を可能にし、中心市街地をはじめ、どこに住んでいても、子どもからお年寄りまで、「安心して暮らせるまちづくり」に、一定の貢献をする条例として大きな力を発揮してきたのではないのでしょうか。そのことは、近隣の県での店舗面積1,000㎡以上の出店件数に占める6,000㎡以上の店舗件数割合が4%と、他県と比較すると極端に少ないことにも表れております。</p> <p>「連携中枢都市圏」には、少子高齢化の中で、より効率的な行政運営を進めるとの観点から、自治体の枠を超えて、公共施設の統廃合がすすめられ、過疎地域の切り捨てにつながる危険があります。保育所、学校、公民館、図書館などは、地域住民にとってなくてはならない施設です。これらの統廃合については、住民の意思を十分尊重してすすめられるべきであり、街づくりにとっても重要な課題です。</p> <p>自治体間での協力・協働による情報発信や「東北六魂祭」のような共同の取り組みは街づくりにとっても有意義であり、大いに進めるべきではありますが、住民にとって必要な公共施設の統廃合につながるような広域連携はすすめるべきではない、と考えます。「連携中枢都市圏構想にもとづく広域的なまちづくりの推進」の文中には、公共施設の統廃合は、「住民の意見を十分に尊重する」旨の文言を加えることを求めます。</p>	<p>ここでは、人口減少や高齢化が進展する中で、市町村が連携して交流人口の拡大やまちなかの賑わい創出に取り組むなど、商業まちづくりの推進においても広域連携が重要であることを記載したものであり、公共施設の統廃合等を念頭に置いたものではありません。</p> <p>なお、まちづくりについては、住民等の意見を踏まえながら、丁寧に議論されることが必要との考えであり、基本方針においても2-(4)-アなどにもその旨を記載しております。</p> <p>見直し案は、原案の通りとします。</p>

No.	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対応
3	県民 (福島市)	P13 17行目	<p>4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと ア 特定小売商業施設の立地を誘導する 市町村 (中略) なお、誘導する市町村の要件の適否を 判断するに当たっては、市町村単位で判 断するほか、複数の市町村で構成する圏 域(連携中枢都市圏、定住自立圏など) において、構成する市町村と特定小売商 業施設の立地に関する調整が図られて いる場合は、圏域単位で要件の適否を判 断することも可能とする。</p>	<p>今回の方針案では、周辺市町村による連携で、広域的なまちづくりを求めています。特定小売商業施設を誘導する際の要件には、単独市町村で判断するほか、圏域において判断も可能との記述があります。この記述を見る限り、原則は単独市町村で、ほかに圏域でも判断できます、のような付け加えた感があるのはなぜでしょうか？また、圏域で挙げているのが、連携中枢と定住自立とありますが、これは、その圏域が成立していなければ、圏域では考えないという意味でしょうか？これらからの市町村は、今後、連携を模索していく方向性だと思います。成立していなければ圏域で考えないというのは、今回の見直しの目玉に挙げた圏域単位での誘導とは言えないと思います。</p>	<p>圏域で誘導市町村の要件の適否を判断する規定については、人口減少や高齢化が進展する中で、市町村が連携して交流人口の拡大やまちなかの賑わい創出などに取り組むことが重要となっており、現在、県内においても連携中枢都市圏などの広域連携の取組が進められていることなども踏まえ、広域的なまちづくりを促進する観点から今回の見直し案に盛り込んだものです。</p> <p>従って、誘導市町村の要件については、原則、単独の市町村単位で適否を判断するものですが、連携中枢都市圏などの圏域が既に構成され、広域的なまちづくりを推進する体制が整っている場合に限り、圏域単位で判断することも可能とすることが適当と考えます。</p> <p>見直し案の考えに変更はありませんが、文章表現を一部修正しております。</p>

No.	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応
4	県民 (福島市)	P13 21行目	4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する こと ア 特定小売商業施設の立地を誘導する 市町村 《要件》 ①-(A)-a ~ ③-(A)-a	特定小売商業施設の立地を誘導する市町村として、5つの要件がすべて満たす必要があると記載されていますが、この要件を見る限り、福島、郡山、いわきといった大きな都市に限定になってしまうと思います。特に今回新たに加えた立地適正化計画が必須な計画と見えてしまうのですが？	基本方針では、本県が多極分散型の県土構造であることなどを踏まえ、7つの生活圏ごとに、人口や都市機能が集積され、商業の集積を図る必要がある市町村に特定小売商業施設を誘導するという考え方を基本として、誘導市町村の要件を定めています。 そのため、生活圏ごとに人口規模が比較的大きく、商業まちづくりに関係する、認定中心市街地活性化基本計画、商業まちづくり基本構想に加え、立地適正化計画のいずれかを策定している市町村が誘導市町村に該当するものと考えます。 見直し案は、原案の通りとします。
5	県民 (福島市)	P15 1行目	4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (3) 特定小売商業施設の抑制に関する こと (中略) 特に、以下の地域への特定小売商業 施設の立地については、商業まちづくり の推進に適当でないことから、厳に抑制 する。 ① 市街化を抑制する地域 都市計画法に規定する市街化調整区 域 ② 市街化の見通しが明確でない地域 都市計画法に規定する区域区分が定 められていない都市計画区域及び準都 市計画区域で用途地域の指定のない区 域並びに都市計画区域以外の地域	特定小売商業施設の立地を抑制する地域ですが、市街化の見通しが明確でない地域とありますが、考え方として、現在は市街化調整区域ですが、都市計画法にある地区計画を用いて商業系の施設が出来るものとして、将来、市街化区域の編入を目指している場合は、この②は、見通しがあるので該当しないと考えてよろしいのか？	将来、市街化区域への編入を目指している場合も、市街化調整区域である以上、厳に抑制する地域に該当するものと考えます。